

1 歳児の罪悪感の表出と発達過程
— 保育所保育士との相互作用を通して —
(要約)

深津 さよこ

【研究の背景】

近年、1 歳前後における道徳的情動が注目されている。「道徳性」とは、それぞれの社会や文化に影響を受けた社会規範に、自ら従おうとする行動や心理的メカニズムのことであり、喜び、怒り、悲しみなどの基本情動がこの「道徳性」と結びつくと、罪悪感といった「道徳的情動」となる。Lewis(2000)の情動発達モデルによると、誕生時の充足、興味、苦痛が、経験や学習によって構成された様々な情動に分化し、生後 2 歳半頃になると罪悪感(guilt)が芽生える。罪悪感に関する様々な先行研究の定義をまとめると、罪悪感は自分自身の行為が他者を傷つけたり、社会的な基準を破ったりした時に生じる、苦痛や後悔、軽蔑、苦悩などの自分自身へのネガティブな情動であると定義できる。そして、正しい行為への動機付けや、人間関係の維持や修復のために、修正したり補償したりして状況を回復させようとする行動傾向とも結びつく。その背景には、人間関係の喪失の予期という不安が存在していると考えられている。

罪悪感の発達において社会化過程が重要であることを踏まえ、1 歳前後という特定の他者との親密な人間関係を築いている時期において、道徳的情動である罪悪感の萌芽や、発達過程についての知見は十分ではない。それは、従来の罪悪感の測定にはある程度の言語的能力や行動レパートリーが求められるため、1 歳前後の罪悪感の測定については課題が残された。しかし、最近では、研究デザインが工夫され、1 歳前後の非言語表出を探ることで、罪悪感の芽生えを実証しようとしている。

以上の背景を踏まえ、本研究では 1 歳前後の罪悪感について、その具体的な非言語表出や発達の要因となる養育環境に焦点を当て検討することを目的とする。また、先行研究で示された 1 歳前後の罪悪感の芽生え(苦痛・緊張・視線回避・ばつが悪いような不自然な姿)である「後ろめたさ」が保育所という共通したルールが存在する文脈の中でどう表出されているのか、その際、「保育者を確認する姿」にも着目し、それが後ろめたさの表出とどのような関連があるのか検討する。さらに、それに伴う保育者の対応との相互作用についても分析し、対応の結果生じた子どもの心的状態の動きや揺れの解釈を含めて考察することを目的とする。

研究 1 では、罪悪感の表出の種類と保育者の対応について、罪悪感の芽生えとなる具体的な表出を自然な保育場面において観察し、保育者の対応と子どもの表出との相互作用を分析し、考察していくことを目的とした。

保育者の注意に対する子どもの反応に関するカテゴリーと子どもに対する保育者の対応に関するカテゴリーを作成し、注意場面と注意後の子どもの反応について分析した。保育者が子どもにルールを伝達した分析対象エピソード数は 15 であり、子どもの月齢に応じて、

その変化が分かりやすいように、Ⅰ期(8・9か月)・Ⅱ期(11・12ヶ月)・Ⅲ期(15・16ヶ月)に分類した。なお、10・13・14か月児は観察されなかったため除外した。その結果、Ⅰ期では、保育者が繰り返しルール伝達を行う際、子どもが保育者を確認する姿が見い出され、Ⅱ期頃に違反行為の認識をし、緊張などの罪悪感の芽生えとなる表出が現れ、さらにⅢ期では子ども自身で違反行為を止められる姿が現れるようになった。同時に緊張や不快情動などの罪悪感に関連した表出が多様となっていた。これらは、次第に、保育者の視線や情動的表出に反応しながら、自身の欲求実現とのバランスをとっていくと結論づけられた。

研究2では、1歳前後の罪悪感の表出と保育者との相互作用について、「保育者を確認する姿」に焦点をあて、違反場面での子どもの反応と保育者の対応、その相互作用について新たに検討することを目的とした。保育所の0歳児クラスの子どもと保育者を対象に、登園終了後の自由遊びの時間帯において3か月間(計11時間)、ビデオ撮影を行った。

映像データから90のルール違反場面を抽出し、後ろめたさに関連する表出や「保育者を確認する姿」が表出されている場面を分析の対象とした結果、該当エピソードは18であった。今回焦点を当てた「保育者を確認する姿」については、ふたつの意味が確認できたと言えよう。まず、第一に、保育者を確認する姿そのものが、後ろめたさの表出である可能性があるということだ。保育者に注意をされた後に、保育者を見たり、そらしたりと視線が定まらない様子や、もじもじしたり、服を握ったりする様子から、この姿は子どもの後ろめたさを示していると考えられた。この時期の子どもは、社会的参照と言われるように保育者の表情から保育者の情動や意図を確認している。その情報が自己にとってネガティブなものであった場合は、視線回避という後ろめたさが表されると考えた。また、それぞれの保育者がどのような雰囲気での注意をしたかを検討したところ、ポジティブな対応であれば、「保育者を確認する姿」の有無は分かれ、責めるようなネガティブな雰囲気である場合、「保育者を確認する姿」は見られなかった。保育者がネガティブな対応をすると、結局、子どもは緊張し、視線回避を行うということも明らかとなった。1歳前後における発達段階では、保育者と子どもの関係性が重要であり、アタッチメントを保持しつつ、子どもの気持ちに共感し、穏やかにルール伝達をしていくことが、結果として罪悪感の芽生えの生起につながるのではないだろうかと考察した。今後の課題としては、月齢の進行とともに、今回のような罪悪感の芽生えがどのように表出されていくのか、また、どのようなプロセスを経て謝罪や修復行動へ向かうのか、子どもの月齢や特性などの諸要因も含め検討する必要がある。

研究3では、研究2において、「保育者を確認する姿」に欺きの要素が含まれている可能性があることに気づき、欺きと罪悪感との関連を検討することとした。生後24か月以前の欺きに関する先行研究は十分でなく、幼児期以降の研究が多い。1歳前後の子どもが欺きの実態と、その姿に対する保育者の働きかけについて明らかにすることは、1歳前後の子どもの「ルール違反」というひとつの行為から生じる情動について、罪悪感を含んだ多義的な解釈ができる可能性がある。

90の全データの中で、欺きのエピソードとして抽出されたものは4であった。エピソードを分析した結果、子どもが欺き行為を行っても、保育者からの規範の伝達や行為の結果に言及する対応があれば、子どもの「後ろめたさ」を引き出す可能性があり、自発的な違反行

為の制御にもつながることが明らかとなった。さらに、その姿への保育者のポジティブな評価はルールの内化をさらに強化するといえよう。

これらの結果をまとめると、同じ時期の同じ子どもが、違反行為を犯す際に、罪悪感を生起させるエピソードとそうでないエピソードが存在することが明らかとなった。自己の違反行為との因果関係の理解において、苦痛を受ける他者がいるなどの視覚的な分かりやすさが関連しているのか、違反行為のすべてに対して「後ろめたさ」をもつことに一貫性がない時期なのか、違反行為そのものの種類の影響や子ども個人の欲求の高さによるものなのか、今後も他児との比較や特定の児の縦断的な研究を通して明らかにしていくことが望まれるであろう。また、保育者のルール伝達の方略やその意図についても分析したが、ルールをポジティブに伝達するか否かによって、その後の「後ろめたさ」の表出にいくらかの差がみられた。ここで重要なことは、保育者がいかに1歳前後の子どもたちの発達や個人特性を把握しているかである。保育者は、子どもの発達や個人特性を踏まえ、違反行為を行っている意味やその欲求の高さを推測し、ルール伝達を行った後の子どもの様子を予測し、その方略を瞬時に選択している可能性があるといえよう。さらに、保育者自身の価値観や保育技術が、ルール伝達方略の選択に関連していることも考えられる。伝達方略が責めるような口調でネガティブな雰囲気をもつ場合は、子どもの居心地の悪さの表出を招いていた。これはつまり、強い態度で非難されると、子どもは緊張しそれ以上の非難を浴びたくなく、回避の態度へつながるのではないだろうか。よって、ばつの悪い「回避」であるならば良いが、その行為や注意した大人への恐れや不安を含んだ「回避」であると、傷ついた他者や壊した物への接近行動ではなく、回避行動につながってしまうのではないだろうか。

本研究を通し、罪悪感が人間関係の維持や調和に必要であることを踏まえ、1歳前後の子どもが、この時期のどのような表出をしているのか、どのような養育環境にいるのかが明らかとなった。また、実験ではなく、観察手法をとることにより、日常で起こりうる多様な文脈にて表出する罪悪感を分析することができた。罪悪感の初期として位置付けた「後ろめたさ」は、この時期の子どもたちがもつ行動パターンの中でも、非言語的な視線や態度に特化したものであり、その意味を子ども本人が言語的に語ることは困難であるが、第三者がどのように受け取るかという視点で分析できたことは、子どもの表出の意味や効果を子ども自身が表出しながら調整しているとも捉えられ、意義深かったと言える。罪悪感という情動について、その根源を探る研究が今後も続くと考えられるが、子どもとその環境との相互作用に着目し、表出過程の変容や環境の特徴、子どもや保育者の特性を含め、分析することが重要であると考えられる。また、日本の道德教育の連続性について、保育所保育指針で乳児期に重視されている「身近な人と気持ちが通じ合う」というスタートから、きまりの存在に気づき、相手の気持ちを考えながら守っていく段階への養育者としてのアプローチとして適している方略についても検討することができた。

最後に、今後の課題について述べる。文化的背景による罪悪感の生起や発達の違い、違反文脈や相手との関係性を考慮した研究デザインの開発、非言語表出の捉え方、そして、謝罪や修復行動などにおける前段階の検討について、今後、さらに議論が活発になることが期待される。